

勤労者の住宅建設の促進と福祉の向上のために

勤労者住宅資金利子補給



▼対象すべてを満たす人

- ① 給与所得者
- ② 金融機関から資金を借り入れ、町内に専用住宅を新築または新築された専用住宅を購入した人
- ③ 当該住宅に住居登録(住民票)があり居住している人
- ④ 町税を完納している人
- ⑤ 平成31年2月から令和2年1月の間に借入金の返済を開始した人

※共有住宅にあつては代表者1人の申請となります。

▼利子補給の金額および期間

金融機関から資金を借り入れた額のうち1千万円以内に対して年利1.0%の利率で計算した額を限度とします。交付期間は、借入金の返済を開始した月から1年以内です。

▼申請期間(開庁時間)

1月4日(月)～1月29日(金)

▼申請に必要なもの

- ① 吉岡町勤労者住宅資金利子補給金交付申請書(様式第1号)
- ② 住宅新築調書(様式第2号)
- ③ 利子支払証明書(様式第3号)

※資金を借り入れた金融機関に記入してもらう書類です。

証明書の発行期間は金融機関により異なります。申請期間に間に合うようあらかじめ金融機関に確認してください。

④ 融資機関の返済予定明細表の写し(補助対象の1～12回目)

⑤ 建物平面図の写し(間取りが確認できる図面)

⑥ 請負契約書の写しまたは売買契約書の写し

⑦ 建築主事の建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写しまたは指定確認検査機関の建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証の写し

⑧ 令和2年給与所得の源泉徴収票の写し

⑨ 町税の完納証明書(令和3年1月発行の証明書)

※証明手数料は自己負担です。各様式は産業振興室窓口で受け取るか町ホームページからダウンロードしてください。

▼申請・問い合わせ先

産業観光課 産業振興室
☎ 26・22800(直通)

ご協力お願いします

町のふるさと納税を応援してください



幻の丸干し芋「小倉乾燥芋」を未来に繋げたい。
お客様に安定的にお届けできる仕組み作り

小倉地区では、一般的な平干し芋ではなく、丸干し芋のみを作っています。この乾燥芋はすべて手作業で行われることから、生産者が限られています。近年は、後継者不足などの問題から、さらに生産量が減っています。小倉乾燥芋を守っていくために、ふ



▲甘みとうまみが凝縮された幻の干し芋

るさと納税を活用したクラウドファンディングを行っています。寄付金は、販売促進に関する調査研究などに活用します。他市町村に住む人にもぜひご紹介ください。

▼募集期間 12月27日(日)まで
▼目標金額 100万円



URL <https://www.furusato-tax.jp/gcf/952>

※町のふるさと納税に対する返礼品を充実させるため、返礼品提供事業者を募集しています。町の産品が対象となります。詳しくは財政室までお問い合わせください。

▼問い合わせ先
企画財政課 財政室
☎ 26・22336(直通)

町からの 情報を送ります よしおかほっとメール

登録すると、スマホやパソコンに防災・防犯情報や
くらしの情報などが配信されます。

登録はこちら

URL <https://service.sugumail.com/yoshioka/member/>



URLを入力またはQRコードを読み取るか、
t-yoshioka@sg-m.jpへ空メールを送信してください。

問い合わせ先 総務課 安全安心室 ☎26-2243(直通)

文化財センター企画展 疫病・災い祓いの 文化財

コロナ禍で「あまびえ」という疫病を除ける妖怪がメディアなどで取り上げられ話題になりました。

日本では昔から、疫病や災いを祓う神様仏様が数多く信仰されていました。八坂神社や薬師如来、聖天様など疫病除けや病氣平癒の神様仏様が今でも石宮や石堂として残っています。また、集落の入り口で災いが入ってくるのを防ぐとされる道祖神も町内の所々に残っています。

この企画展では町内にある「疫病・災い祓いの文化財」として、八坂神社・薬師如来・聖天様・道祖神を紹介しています。

期間

3月31日☎まで 月曜休館
(月曜日が祝日の場合はその翌日が休館)

時間

9:00~16:00

問い合わせ先

文化財センター
☎54-9443(直通)



12月16日☎午後7時から

説明会

▼日時 12月7日☎~21日☎

▼時間 開庁時間

▼場所 上下水道課 下水道室

原案の閲覧

▼期日

吉岡都市計画下水道(吉岡公共下水道)の変更(排水区域の変更)

原案の名称

公聴会を開催します。

閲覧を実施し、説明会および公聴会を開催します。

公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を目的として、下水道区域の見直しを行うため、都市計画を変更します。これに伴い、都市計画の原案の閲覧を実施し、説明会および公聴会を開催します。

公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を目的として、下水道区域の見直しを行うため、都市計画を変更します。これに伴い、都市計画の原案の閲覧を実施し、説明会および公聴会を開催します。

都市計画原案の閲覧、説明会、公聴会のお知らせ

町の下水道区域の見直し



☎26・2284(直通)

▼提出 問い合わせ先

上下水道課 下水道室

※なお、公述希望がない場合、公聴会は中止となります。

▼日時 令和3年1月8日☎

午後2時から

▼場所 役場2階 大会議室

公述を希望する人は、12月21日☎までに、公述申出書を提出してください。公述申出書は、下水道室窓口で受け取るか町ホームページからダウンロードできます。

月1で学ぶ！ 消費者の賢コツ

必見！ 「リコール情報サイト」 製品事故から身を守る

- 渋川市消費生活センター ☎0279-22-2325
☎~☎午前9時~午後4時(祝日、年末年始を除く)
- 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001
- 消費者ホットライン ☎188
- リコール情報サイト(消費者庁)
URL <https://www.recall.caa.go.jp/>

リコールとは、製品に欠陥が見つかった場合に、製造者・販売者が無料で実施する回収・修理・交換のことです。製品に欠陥が見つかりリコールを行う場合には、製造者・販売者が所定の行政機関に報告をしなければなりません。このリコール制度は製品の種類ごとに法律で決められています。

- 自動車：道路運送車両法
- 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器：薬事法
- 医薬品や医薬部外品を含まない食品、添加物、天然香料、食器等の器具：食品衛生法
- 自動車を除く一般消費者の生活の用に供される製品：消費生活用製品安全法



リコール対象の製品だと知らずに使い続けることで、けがや死亡事故が発生することがあります。消費者庁ではそのような危害から消費者を守るため、ホームページでリコール情報を公表しています。また、ここで公表している情報をメールで受けとることができる「リコール情報メールサービス」の登録も可能です。リコール情報を収集することで製品事故から身を守りましょう。